

学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下のとおりお知らせいたします。

1. 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生は、学校保健安全法第 19 条の規定により、「出席停止」となります。

2. 出席停止の期間

学校保健安全法施行規則第 19 条第 1 項の規定により、出席停止期間は「治癒するまで」となり、登校の再開にあたっては、医師の登校許可が出るまで登校することができません。受診している医療機関の医師に感染症が治癒し登校に支障がないことを証明する登校許可書(学校感染症治癒証明書)(※)の記載を依頼し、保健センターへ提出してください。

※ 様式は[こちら](#)からダウンロードして下さい。

http://hcc.kumamoto-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2017/08/kansensyo_tokokyokasyo.pdf

3. 出席停止により欠席した授業等の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、快復し登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

4. 罹患した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メール（登校はしないこと）により、次に掲げる事項について保健センターに報告してください。

<保健センター>

TEL:096-342-2164, メールアドレス:hoken@jimu.kumamoto-u.ac.jp

- ①診断日
- ②受診した医療機関
- ③現在の状況
- ④発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無(渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名)
- ⑥症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況(授業等への出席状況を含む。)
- ⑦今後の見通し等に係る医師等の所見

5. 濃厚接触者となった可能性がある場合について

濃厚接触者(※1)となった可能性がある場合は、保健センターへ連絡し、濃厚接触者と判断された場合は、感染者と接触した日から14日間の自宅待機となります。その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、次の症状が出た場合には、「帰国者・接触者相談センター」(※2)に相談して下さい。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

「帰国者・接触者相談センター」で相談した結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」が紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、当該医療機関を受診する旨及び受診後の受診結果を必ず保健センター(096-342-2164)へ連絡して下さい。

自宅待機中に授業を欠席した場合は、「3.」に準じて取扱います。

※1「濃厚接触者」とは、①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者、②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。

※2 熊本県は、各保健所の相談窓口が「帰国者・接触者相談センター」として医療機関（帰国者・接触者外来）の受診調整を行います。

問合せ先保健所（「帰国者・接触者相談センター」）一覧

設置場所	電話番号	開設時間（平日・休日）
有明保健所	0968-72-2184	9時～19時
山鹿保健所	0968-44-4121	9時～19時
菊池保健所	0968-25-4138	9時～19時
阿蘇保健所	0967-24-9030	9時～19時
御船保健所	096-282-0016	9時～19時
宇城保健所	0964-32-1207	9時～19時
八代保健所	0965-33-3229	9時～19時
水俣保健所	0966-63-4104	9時～19時
人吉保健所	0966-22-3107	9時～19時
天草保健所	0969-23-0172	9時～19時
熊本市保健所	096-372-0705 096-364-3222	（平日）8時30分～19時 （休日）9時～19時
県庁健康危機管理課 （一般的な相談対応のみ行います）	096-333-2256	9時～19時

外国人向けの相談窓口(新型コロナウイルス感染症の相談についても対応)

設置場所	電話番号	開設時間
熊本市外国人総合相談プラザ	096-359-4995	10時～18時 （第2,第4月曜は休日）

令和2年2月21日
熊本大学